

岐阜県知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者事務取扱要領

令和5年3月16日制定
岐阜県農政部家畜防疫対策課

(目的)

第1条 この要領は、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第3条の2第1項の規定により公表された「豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針」（以下「指針」という。）に基づく知事認定獣医師の認定及び登録飼養衛生管理者の登録等に関し、必要な事項を定める。

(知事認定獣医師の認定要件)

第2条 知事が認定する対象者は、次の各号の要件を満たす獣医師又は獣医師が所属する団体（以下「団体」という。）とする。

- (1) 豚熱ワクチン（以下「ワクチン」という。）の接種を予定している県内の豚及びいのしし（以下「豚等」という。）を飼養する施設（以下「農場」という。）に対し、定期的に農場に立入する等、家畜防疫員と同等以上に適時にワクチン接種を行うことができる者
- (2) 第4条に規定する認定農場において豚等の診察を行ったうえで、第3条に規定する登録飼養衛生管理者に指針別記様式2の「豚熱ワクチン接種票」を交付する場合にあっては、農場における接種頻度及び接種が適切なものとなるよう指示・監督するとともに、飼養衛生管理の指導を適切に実施することができる者
- (3) 県が行う講習会への参加等を通じて、ワクチン接種に必要な知識を習得している者
- (4) 県内の家畜保健衛生所と緊密に連携が取れる者
- (5) 県とワクチン接種に係る覚書を取り交わすことができる者

(登録飼養衛生管理者の登録要件)

第3条 知事が登録する対象者は、次の各号の要件を満たす飼養衛生管理者（法第12条の3の2第1項の飼養衛生管理者をいう。以下同じ。）とする。

- (1) 第4条に規定する認定農場に所属し、当該認定農場において家畜防疫員又は知事認定獣医師と同等以上に適時にワクチンの接種を行うことができる者
- (2) 県が行う研修を修了し、ワクチン接種に必要な知識及び技術を習得及び維持している者
- (3) 県内の家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができる者
- (4) 県とワクチン接種に係る覚書を取り交わすことができる者

(認定農場の認定要件)

第4条 知事が認定する対象は、次の各号の要件を満たす農場とする。

- (1) 飼養衛生管理基準を遵守している農場であり、かつ、家畜保健衛生所との連携及び家畜防疫員又は知事認定獣医師との連携が緊密に取れ、その指示及び指導に従うことができる農場
- (2) 次に掲げる事項について記載した作業手順書を作成し、指針で定められている要件等を遵守する体制となっていると認められる農場
 - ア 登録飼養衛生管理者の研修への参加に関すること
 - イ ワクチン接種計画の作成及び提出の手続に関すること
 - ウ ワクチンの保管及び使用に係る手順の詳細に関すること
 - エ ワクチン接種豚台帳の作成、記録及び接種実績の報告の手続に関すること

- オ ワクチンの使用数量等の管理に係る手順の詳細及び手続に関すること
- カ その他必要な事項

(獣医師の申請)

第5条 知事認定獣医師の認定を受けようとする者は、ワクチン接種を行う予定の農場を管轄する家畜保健衛生所（以下「家畜保健衛生所」という。）を通じて、知事に次の書類を提出しなければならない。なお、知事認定獣医師の認定を受けようとする団体にあつては、本項に規定する提出書類のうち、申立書（様式第3号）、誓約書（様式第4号）、飼育動物診療施設開設届等の写し及び獣医師免許証の写しは、登録しようとする獣医師全員分を提出しなければならない。

- (1) 知事認定獣医師認定申請書（様式第1号）
- (2) 豚熱ワクチン接種計画書（様式第2号）（知事認定獣医師・登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種計画書（様式第8号）の写しを添付すること。）
- (3) 申立書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 豚熱ワクチン使用許可申請書（様式第5号）
- (6) 飼育動物診療施設開設届等の写し（飼育動物診療施設が県内に所在する場合を除く。）
- (7) 獣医師免許証の写し（飼育動物診療施設が県内に所在する場合を除く。）
- (8) 定款の写し（団体に限る。原本証明したもの。）
- (9) 登記事項証明書（団体に限る。認定を受けようとする日から3か月以内に取得したものの。）
- (10) その他県が認定に必要とする書類

2 知事認定獣医師の認定を受けようとする者で、岐阜県会計年度任用職員の採用申込をしている又は任用を受けている者は、前項に規定する提出書類のうち、申立書（様式第3号）及び獣医師免許証の写しの提出を省略することができる。

(飼養衛生管理者の申請)

第6条 登録飼養衛生管理者の登録を受けようとする飼養衛生管理者又は当該飼養衛生管理者が所属する農場の豚等の所有者又は法第3条の管理者（以下「農場代表者」という。）は、家畜保健衛生所を通じて、知事に次の書類を提出しなければならない。なお、本項に規定する提出書類のうち、申立書（様式第3号）、誓約書（様式第4号）は登録しようとする飼養衛生管理者全員分を提出しなければならない。

- (1) 登録飼養衛生管理者登録申請書（様式第6号）
- (2) 豚熱ワクチン接種計画書（様式第2号）（知事認定獣医師・登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種計画書（様式第8号）の写しを添付すること。）
- (3) 申立書（様式第3号）
- (4) 誓約書（様式第4号）
- (5) 豚熱ワクチン使用許可申請書（様式第5号）
- (6) 定款の写し（法人に限る。原本証明したもの。）
- (7) 登記事項証明書（法人に限る。登録を受けようとする日から3か月以内に取得したものの。）
- (8) その他県が登録に必要とする書類

2 登録飼養衛生管理者の申請をする農場代表者が、知事認定獣医師の申請する団体であつて、第5条に規定する知事認定獣医師の申請をする場合は、重複する書類の提出を省略することができる。

(農場の申請)

第7条 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者によるワクチン接種の対象家畜を所有する農場代表者は、家畜保健衛生所を通じて、知事に次の書類を提出しなければならない。

- (1) 知事認定獣医師・登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種申請書（様式第7号）
- (2) 知事認定獣医師・登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種計画書（様式第8号）
（事前届出書（指針別記様式3—参考1）を添付すること。）
- (3) 同意書（様式第9号）
- (4) 作業手順書（認定農場の申請に限る。）
- (5) 定期報告書の写し（認定農場の申請に限る。）
- (6) 飼養衛生管理基準の遵守状況チェックシート（認定農場の申請に限る。）

（知事認定獣医師の認定）

第8条 知事は、第5条及び第7条の申請が適正と認めた場合、指針に基づくワクチン接種プログラムを農林水産省に確認のうえ、知事認定獣医師の認定を受けた者に認定証（様式第10号）を発行する。

2 知事認定獣医師の認定は、個人又は団体の登録獣医師のどちらか一方とする。

（飼養衛生管理者の登録及び農場の認定）

第9条 知事は、第6条に規定する飼養衛生管理者の申請及び第7条に規定する認定農場の申請が適正と認めた場合、指針別紙2「登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種のための研修会実施要綱」に基づき知事が開催する研修の課程を修了した飼養衛生管理者に、指針に基づくワクチン接種プログラムを農林水産省に確認のうえ、修了証（様式第11号）を交付し、修了証を有する者の登録を行うとともに、当該農場を認定する。

（ワクチン使用許可）

第10条 知事は、第8条で認定した知事認定獣医師が、以下の要件を満たすと判断した場合、法第50条に基づきワクチン使用の許可（様式第12号）を与える。

- (1) 申請に係る接種対象農場以外への接種及びワクチンの譲渡又は引渡しを行わないこと
- (2) 使用予定期間を遵守すること
- (3) ワクチン接種後にワクチン接種豚にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第7条の規定の例により標識を付すこと
- (4) ワクチン接種に係る役務の対価を農場代表者に対し説明すること
- (5) ワクチン接種の実施状況について、知事に対して毎月報告すること

2 知事は、第9条で登録した登録飼養衛生管理者が、以下の要件を満たすと判断した場合、法第50条に基づきワクチン使用の許可（様式第12号）を与える。

- (1) 認定農場において接種を行う者（知事認定獣医師を除く。）が登録飼養衛生管理者に限られていること
- (2) 登録飼養衛生管理者が次の事項を遵守していること
 - ア 家畜防疫員又は知事認定獣医師の指示に従い、接種を実施すること
 - イ 作業手順書に従うこと
 - ウ 申請に係る接種対象農場以外への接種を行わないこと
 - エ ワクチンの譲渡又は引渡しを行わないこと
 - オ 豚熱ワクチン接種票で指示されたワクチン接種の実施期間を遵守すること
 - カ ワクチン接種後にワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する場合には、法第7条の規定の例により標識を付すこと
- (3) ワクチンの保管に当たっては、第17条第4項に掲げる事項を遵守していること
- (4) 作業手順書に基づいて、ワクチン使用数量の把握及び記録を確実に行うとともに、定期的に県にその数量を報告すること。また、接種時に用いた資材については適切に処理する

ことが可能である場所に持ち込み、消毒、焼却等により適切に処理を行うとともに、使用したワクチンの容器を、消毒を実施のうえ、県に返却すること

(5) ワクチン接種の実施状況について、知事に対して毎月報告すること

(6) 登録飼養衛生管理者が所属する認定農場代表者は、要件の遵守状況について次の事項の確認を県から受けること

ア ワクチン接種計画、接種実績及びワクチン使用数量を毎月突合すること

イ 少なくとも年1回の立入検査を受けること

ウ 年2回の免疫付与状況確認検査を受けること

3 知事は、第1項又は第2項のワクチン使用の許可を与えた場合には、当該農場代表者に、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者による接種を行わせる旨を、家畜保健衛生所を通じて通知する。

(ワクチン接種に係る覚書)

第11条 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者又は登録飼養衛生管理者が所属する認定農場代表者は、ワクチン接種を行う場合又は知事認定獣医師にあっては豚熱ワクチン接種票の交付を行う場合、豚熱ワクチン接種に係る覚書(様式第13号)を取り交わさなければならない。

(期間)

第12条 第8条に規定する知事認定獣医師の認定、第9条に規定する飼養衛生管理者の登録及び農場の認定、第10条に規定する法第50条に基づくワクチン使用の許可(以下「認定等」という。)並びに第11条に規定するワクチン接種に係る覚書の期間は1年間とし、年度途中で認定等を行った場合及び覚書を取り交わした場合の期間は、当該年度末までとする。

2 知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者及び認定農場代表者は、認定等期間を過ぎて、知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者によるワクチン接種又は知事認定獣医師にあっては豚熱ワクチン接種票の交付の継続を希望する場合、第5条、第6条及び第7条の規定により申請する。

(申請事項の変更等)

第13条 知事認定獣医師は、第5条の申請事項に変更が生じた場合、知事認定獣医師認定申請内容変更届(様式第14号)により、第5条に定める提出書類のうち変更がある書類を添えて、速やかに家畜保健衛生所を通じて、知事に届け出なければならない。また、その認定を辞退する場合、事前に知事認定獣医師辞退届(様式第15号)により、家畜保健衛生所を通じて、知事に届け出なければならない。

2 飼養衛生管理者又は当該飼養衛生管理者が所属する農場代表者は、第6条の申請事項に変更が生じた場合、登録飼養衛生管理者登録申請内容変更届(様式第16号)により、第6条に定める提出書類のうち変更がある書類を添えて、速やかに家畜保健衛生所を通じて、知事に届け出なければならない。また、その登録を辞退する場合、事前に登録飼養衛生管理者辞退届(様式第17号)により、家畜保健衛生所を通じて、知事に届け出なければならない。

3 農場代表者は、第7条の申請事項に変更が生じた場合、知事認定獣医師・登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種申請内容変更届(様式第18号)により、第7条に定める提出書類のうち変更がある書類を添えて、速やかに家畜保健衛生所を通じて、知事に報告しなければならない。また、知事認定獣医師又は登録した飼養衛生管理者による接種を辞退する場合、事前に知事認定獣医師・登録飼養衛生管理者による豚熱ワクチン接種辞退届(様式第19号)により、家畜保健衛生所を通じて、知事に報告しなければならない。

(認定証)

第14条 知事認定獣医師が職務に従事する場合は、第8条により発行した認定証を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 知事認定獣医師が認定期間を満了した場合、認定を辞退した場合又は認定取消となった場合は、速やかに認定証を、家畜保健衛生所を経由して知事に返却しなければならない。

(修了証)

- 第 15 条 登録飼養衛生管理者が職務に従事する場合は、第 9 条により交付した修了証を携帯し、請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 登録飼養衛生管理者が登録期間を満了した場合、登録を辞退した場合又は登録取消となった場合は、速やかに修了証を、家畜保健衛生所を経由して知事に返却しなければならない。

(認定等取消)

- 第 16 条 知事は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者及び認定農場が次の各号のいずれかに該当する場合は、第 8 条又は第 9 条及び第 10 条に規定する認定等を取り消すことができる。なお、法第 50 条又は関係法令に違反するものと判断される時は、罰則の対象となるおそれがあることに留意し、厳格に対応する。要件違反の程度が軽微である場合は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者及び認定農場代表者に要件を遵守するよう指導し、当該指導内容については文書により通知する。当該知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者及び認定農場代表者が当該指導に従わない場合には、当該認定等を取り消し、1 年間は再度の認定等を行わない。
- (1) 第 2 条又は第 3 条及び第 4 条に規定する要件を満たさなくなったとき
 - (2) 第 10 条に規定する法第 50 条に基づく使用許可の要件を満たさなくなったとき
 - (3) 本要領及び第 11 条に規定するワクチン接種に係る覚書に違反し、県の指示に従わず、改善されないとき
 - (4) 関係法令に違反するものと判断されるとき
- 2 知事は、前項の規定により認定等を取り消したときは、第 11 条に規定するワクチン接種に係る覚書を解除し、当該獣医師又は飼養衛生管理者に対し、受渡したワクチンの返還を命ずることができる。
 - 3 知事は、第 1 項の規定により認定等を取り消すときは、その理由を記載し書面により、家畜保健衛生所を通じ、当該獣医師又は飼養衛生管理者及び農場代表者に通知する。

(ワクチンの受領)

- 第 17 条 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者は、ワクチンを受領する際には、受領の 3 日前までに、豚熱ワクチン使用計画書（様式第 20 号）を、家畜保健衛生所長に提出しなければならない。なお、使用計画に変更が生じた場合又はワクチンが追加で必要となった場合は、速やかに家畜保健衛生所に連絡するとともに、新たな豚熱ワクチン使用計画書を提出する。
- 2 前項による計画書は、原則として 1 か月を超えない期間の計画とする。
 - 3 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者は、ワクチンの受領を、原則として、家畜保健衛生所において実施しなければならない。ただし、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者がワクチンの受領を確実にできると家畜保健衛生所長が認めた場合は、家畜保健衛生所から郵送等により知事認定獣医師が所属する飼育動物診療施設又は認定農場において受領することができる。この場合、ワクチンの郵送等に係る費用は知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者若しくは認定農場代表者が負担する。
 - 4 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者は、受領したワクチンの保管に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 添付文書に従い適切に冷蔵保管すること
 - (2) 他の容器に移し替えて保管しないこと
 - (3) 必要なワクチン数量以上を保管しないこと

(豚熱ワクチン接種票の交付)

- 第 18 条 登録飼養衛生管理者は家畜防疫員又は知事認定獣医師からの豚熱ワクチン接種票の交付なしにワクチンを使用できない。
- 2 家畜防疫員による豚熱ワクチン接種票の交付を受けようとする認定農場代表者は、接種予定日までに、豚熱ワクチン接種票交付申請書（様式第 21 号）を、家畜保健衛生所長に提出しなければならない。
 - 3 登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を実施する認定農場代表者より交付申請があった家畜保健衛生所長の指示を受けた家畜防疫員又は依頼のあった知事認定獣医師は、接種予定日までに、豚等を診察したうえで、豚熱ワクチン接種票（指針別記様式 2）を当該認定農場の登録飼養衛生管理者に交付する。なお、認定農場代表者は、家畜防疫員又は知事認定獣医師と豚熱ワクチン接種票の交付に係る診察及び交付申請の頻度を事前に調整し、作業手順書に記載する。
 - 4 知事認定獣医師は、登録飼養衛生管理者に豚熱ワクチン接種票を交付する場合、診察のための農場訪問の機会等において、豚熱ワクチン接種票に従って登録飼養衛生管理者が適切にワクチン接種を実施していることを監督するとともに、当該認定農場の飼養衛生管理の指導を適切に実施する。
 - 5 家畜防疫員及び知事認定獣医師は、登録飼養衛生管理者に豚熱ワクチン接種票を交付した際は、交付日の翌日までに交付した豚熱ワクチン接種票の写しを、当該豚等を診療した診察内容を記載した書類（飼養衛生管理の指導を実施した場合はその内容を記載した書類）の写しを添えて、家畜保健衛生所長に提出しなければならない。
 - 6 知事認定獣医師は、登録飼養衛生管理者が指示に違反したとき又は認定農場が要件に違反したときは、家畜保健衛生所長に報告しなければならない。

（ワクチンの接種等）

- 第 19 条 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を実施する農場代表者は、接種日までに、豚熱ワクチン接種申請書（様式第 22 号）を、家畜保健衛生所長に提出しなければならない。なお、登録飼養衛生管理者によるワクチン接種を実施する認定農場にあっては、豚熱ワクチン接種票の写しを添付する。
- 2 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、ワクチンの用法用量に基づき、適正に保管、使用するとともに、第 5 条又は第 6 条に定める豚熱ワクチン接種計画書及び第 17 条により作成した豚熱ワクチン使用計画書（様式第 20 号）に基づき、ワクチン接種をしなければならない。また、登録飼養衛生管理者にあっては、交付を受けた豚熱ワクチン接種票に従い、ワクチン接種をする。なお、豚熱ワクチン接種票交付後に豚等の死亡等により頭数の変更等指示の内容の変更が必要な場合は、家畜防疫員又は知事認定獣医師に連絡し指示を受け、その指示内容を豚熱ワクチン接種票に記載する。
 - 3 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、飼養衛生管理基準を遵守するとともに、病原体による農場間や、と畜場等畜産関係施設と農場との交差汚染防止対策等に留意しなければならない。
 - 4 知事認定獣医師は、農場の飼養衛生管理基準の問題点等を確認した場合には、農場代表者に対してその旨を指摘し、改善点等の助言を行う。
 - 5 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者若しくは認定農場代表者は、ワクチン接種に必要な資材等を自らで準備しなければならない。
 - 6 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、接種対象となる豚等の健康状態を確認したうえでワクチン接種を実施し、ワクチン接種豚等にマーキングするとともに、当該豚等を移動する際は、法第 7 条の規定の例により自ら標識を付す、又は農場管理者に標識を付すことを指導しなければならない。
 - 7 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者は、県が実施する免疫付与状況等確認検査で、免疫付与が十分でなく、県と農林水産省との協議の結果、追加接種が必要と認められた場合、県の指示に従い、当該豚群にワクチン接種を行わなければならない。

(実績報告)

- 第 20 条 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、ワクチンを接種した際は、接種日の翌日までに、豚熱ワクチン接種報告書（様式第 23 号）により、ワクチン接種実績を、家畜保健衛生所長に報告しなければならない。なお、登録飼養衛生管理者にあつては、豚熱ワクチン接種票の写しを添付する。
- 2 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者は、ワクチン接種実績を 1 か月ごとにとりまとめるうえ、豚熱ワクチン管理台帳（様式第 24 号）及び豚熱ワクチン接種実績報告書（様式第 25 号）により、家畜保健衛生所長に翌月 5 日までに報告しなければならない。

(支払等)

- 第 21 条 家畜保健衛生所は、認定農場代表者から第 18 条の規定による豚熱ワクチン接種票交付申請があり、登録飼養衛生管理者に豚熱ワクチン接種票を交付した場合は、申請者に対し、第 18 条第 3 項に規定する豚熱ワクチン接種票の交付実績に応じて手数料を請求する。また、家畜保健衛生所は、ワクチンの購入及び管理等に要する費用を手数料として、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者がワクチン接種した農場代表者に対し、第 19 条第 1 項に規定する豚熱ワクチン接種申請書及び第 20 条第 1 項に規定する豚熱ワクチン接種報告書の実績に応じて請求する。
- 2 前項による手数料は、岐阜県農林関係手数料徴収条例（平成 21 年岐阜県条例第 30 号）により別途定める。
- 3 県は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者に、第 17 条のワクチンの受渡後にワクチンの亡失、毀損等の損失等があった際、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者若しくは認定農場の瑕疵が明らかな場合、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者若しくは認定農場代表者に損害を請求することができる。

(ワクチンの返却等)

- 第 22 条 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、余剰の未開封ワクチン及び使用済みワクチン瓶を適正に管理、保管し、翌月 5 日までに家畜保健衛生所長に返却しなければならない。ただし、余剰の未開封ワクチンの使用予定日が明確又は衛生上の事由等により家畜保健衛生所長が返却を不要とする場合はその限りでない。
- 2 知事認定獣医師は、使用済みワクチン瓶の返却について、地域での家畜伝染病の発生状況等により家畜保健衛生所長が不要と認める場合は、写真の送付や郵送等の方法により代替できる。この場合、郵送等に係る費用は知事認定獣医師が負担する。
- 3 知事認定獣医師は、前項により、使用済みワクチン瓶の返却が不要となった場合は、適正な方法により廃棄するとともに、廃棄したことを確認できる写真を家畜保健衛生所長に提出しなければならない。この場合、廃棄に係る費用は、知事認定獣医師の負担とする。
- 4 登録飼養衛生管理者は、使用済みワクチン瓶の返却を郵送等の方法により行うことができる。この場合、郵送等に係る費用は登録飼養衛生管理者又は認定農場代表者が負担する。

(その他)

- 第 23 条 知事認定獣医師及び登録飼養衛生管理者は、この要領のほか、関係法令及び指針に定める事項を遵守しなければならない。
- 2 同一農場において、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者と家畜防疫員によるワクチン接種の併用は不可とする。ただし、天災地変、病気、けが、事故その他やむを得ない理由により、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者によるワクチン接種が困難であり、豚熱の防疫上、家畜防疫員によるワクチン接種が必要であると、家畜保健衛生所長が家畜防疫対策課長と協議のうえ認めた場合は、この限りではない。
- 3 同一農場において、登録飼養衛生管理者と知事認定獣医師によるワクチン接種の併用は可と

する。ただし、ワクチン接種実績報告及びワクチン管理が適切に実施されるよう、報告及びワクチン管理の責任者を明確にすること。

- 4 同一農場において、知事認定獣医師と家畜防疫員の豚熱ワクチン接種票の交付の併用は可とする。ただし、豚熱ワクチン接種票の交付が適切に実施されるよう、作業手順書において知事認定獣医師及び家畜防疫員の豚熱ワクチン接種票の交付に係る診察及び交付申請の頻度を明確に記載し、確実に申請する。
- 5 知事認定獣医師は、岐阜県会計年度任用職員として家畜防疫員の任命を受けている場合であって、家畜防疫員として接種する農場と知事認定獣医師として接種する農場がある場合、家畜防疫員として接種する農場のワクチン及び資材を区分して管理しなければならない。
- 6 知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者によるワクチン接種により、接種豚等に事故が生じた場合は、法第 58 条に規定する手当金の対象とはならないため、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者若しくは認定農場代表者は当該豚等の所有者に対し、賠償の責を負う。
- 7 県は、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者の業務上の事故について一切の責を負わない。
- 8 知事は、法第 52 条に基づき、家畜の伝染性疾病を予防するために必要があるときは、知事認定獣医師、登録飼養衛生管理者又は農場代表者に対し、必要な報告を求めることができる。
- 9 知事は、法第 51 条に基づき、家畜の伝染性疾病を予防するために必要があるときは、知事認定獣医師又は登録飼養衛生管理者がワクチン接種を実施する農場に立ち入り、豚等その他の物を検査し、関係者に質問し、又は検査のために必要な限度において、家畜の血液等を採取し、又は豚等の死体その他の物を収集することができる。
- 10 知事は、獣医療法（平成 4 年法律第 46 号）第 8 条に基づき、この法律の施行に必要な限度において、知事認定獣医師又は知事認定獣医師が所属する団体の飼育動物診療施設の開設者若しくは管理者に対し、必要な報告を命ずることができる。また、飼育動物診療施設に立ち入り、その構造設備及び業務の状況並びに帳簿、書類その他の物件を検査することができる。
- 11 この要領に定める事項のほか必要な事項は、県が別に定める。

附則

- 1 この要領は令和 5 年 4 月 1 日より施行する。ただし、第 5 条、第 6 条及び第 7 条の規定に基づく申請は、令和 5 年 3 月 16 日から施行する。
- 2 この要領の施行をもって、「岐阜県知事認定獣医師事務取扱要領」を廃止する。